官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁九）　一
○選定保存技術の選定及び保存団体の認定の件（文部科学一一九）　二
○農薬の登録が失効した件（農林水産一五八六）　二
○保安林の指定をする件（同一五八七～一六〇二）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二八五、一二八七、一二八八）　四
○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同一二八六）　五
○都市計画に関する件（東北地方整備局一〇四）　五
○道路に関する件（同一〇五）　五
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

法務

公証人任免（法務省）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委告示配一三）

原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一五八）

選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（文部科学省告示配七）

選定保存技術の保持者の追加認定の件（同八）

選定保存技術の保持者の認定解除の件（同九）

選定保存技術の保持者死亡による選定解除及び認定解除の件（同一〇、一一）

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第九号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第二十六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　旅行業公正取引協議会（会長　橋本　肇）の申請に係る募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

旅行業及び旅行業者代理業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更後の欄の下線の表示部分を加える。

変更後	変更前
（募集広告の必要表示事項） **第６条**　事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。 (1)～(11)　（略） (12)　協議会マーク又はロゴマーク ２・３　（略）	（募集広告の必要表示事項） **第６条**　事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。 (1)～(11)　（略） ２・３　（略）

附　則

この規約の変更は、令和八年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘